

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型） 公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社財務規程第 6 1 条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型） 執行要領の規定によるものとする。

令和 2 年 3 月 9 日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 須藤 喜弘

記

1 入札対象	
(1) 件名	環境分析業務委託
(2) 場所	元荒川水循環センター（桶川市小針領家地内）ほか 2 か所
(3) 期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 1 2 日まで
(4) 概要	ア 目的 環境関連法令、埼玉県生活環境保全条例及び労働安全衛生関係法令に基づく調査 イ 業務内容 臭気調査、排ガス調査、ダイオキシン類検査、作業環境調査及び騒音、振動調査の各業務一式
2 落札者の決定方法	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「執行要領」という。）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 (1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）については、下水道公社ホームページからダウンロードすることができる。 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社 担当者 石井
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和 2 年 3 月 1 0 日（火） 1 0 時 0 0 分から 令和 2 年 3 月 1 7 日（火） 1 6 時 0 0 分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社

	入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を書面により提出すること。
6 設計図書等に関する質問	令和 2 年 3 月 1 0 日（火） 1 0 時 0 0 分から 令和 2 年 3 月 1 3 日（金） 1 6 時 0 0 分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所に質疑書を書面により提出すること。
7 質問に対する回答	令和 2 年 3 月 1 6 日（月） 1 7 時 0 0 分まで 質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームページで公表する。 入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホームページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。
8 入札執行の日時等	入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。 (1) 入札日時 令和 2 年 3 月 2 4 日（火） 1 5 時 3 0 分 (2) 入札場所 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社 3 階入札室
9 入札に参加できる者の形態	単体企業
10 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 資格者名簿への登録	平成 3 1・3 2 年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「資格者名簿」という。）に、登録された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。 なお、下欄「(4)その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
(2) 業務を行うための資格等	ア 計量法第 107 条の経済産業省令で定める事業の区分のうち、大気、水又は土壌中の物質の濃度、音圧レベル、振動加速度レベルに係る事業について、いずれか都道府県知事の登録を受けている事業所を有する者であること。 イ 計量法第 107 条の経済産業省令で定める事業の区分のうち、大気、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業について、いずれか都道府県知事の登録を受けている事業所を有する者であること。 ウ 計量法第 107 条の経済産業省令で定める事業の区分のうち大気、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業については、計

	量法第 121 条の 2 で経済産業大臣から委任を受けた認定機関等の認定を受けていること。 エ 計量法第 107 条の経済産業省令で定める事業の区分のうち、大気、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業について、いずれか都道府県知事の登録を受けている事業所を有する者に、委託し又は請け負わせることとする場合は、その関係がわかる請負契約書、覚書及びそれらと同等のものがあること。 オ 作業環境測定法第 33 条の厚生労働省令で定める別表の作業場の種類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号に係る種類について、いずれか都道府県労働局長又は厚生労働大臣の登録を受けている事業所を有する者であること。 カ 悪臭防止法第 12 条の環境省令で定める臭気測定業務従事者を有する者であること。
(3) 現場代理人	本業務委託は「現場代理人の常駐規定の緩和」のうち、「兼務を認める業務委託」の対象とする。 なお、兼務を認める業務委託の対象及び条件は、「現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱要領」によるものとする。
(4) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続きの申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 キ 入札公告日において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。た

	だし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
11 最低制限価格	設定する。
12 入札保証金	納付する。 (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。 (2) 納付方法 入札に参加しようとする者は、入札保証金を入札日の前日までに下記口座に振り込むものとする。 入札保証金振込口座 銀行名 埼玉県りそな銀行県庁支店 口座名義 公益財団法人埼玉県下水道公社 種 類 普通預金 口座番号 4630836 (3) 納付の確認 入札保証金の納付を証する証票の写しを入札日に持参し、執行要領第14条第2項に規定する入札参加者の参加資格者確認の際に、入札執行者に提出する。 (4) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札日に持参し、執行要領第14条第2項に規定する入札参加者の参加資格者確認の際に、入札執行者に提出した者。 イ 平成29年4月1日（当該年度の前々年度の4月1日）から公告の日までに国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、履行した契約金額が300万円以上の業務委託契約2件について、その契約書の写し及び業務委託完了検査結果通知等、履行を証明するものの写しを確認申請書に添付し提出した者。 ただし、当公社と締結し履行した業務委託については、履行を証明するものの写しを省略することができる。 (5) 入札保証金は、入札の終了後に還付するので、入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書（様式第5号）を用意すること。 なお、落札者がその責めに帰すべき理由により、契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。
13 支払条件	
部分払	しない。
14 支払方法	完了検査終了後、一括精算

15 現場説明会	開催しない。
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 確認申請書（写）を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。 イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。 なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。
(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（様式第6号）を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	執行要領第16条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札者の押印のない入札書による入札 イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札 ウ 金額の訂正のある入札書による入札 エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札 オ 入札に参加する資格のない者がした入札 カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札 キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札 ク 他人の代理を兼ねた者がした入札 ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札 コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札 サ 明らかに談合によると認められる入札 シ 虚偽の確認申請書（写）を提出した入札 ス 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 セ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札及び納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札
17 その他	(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。

	(2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続の執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 (5) 埼玉県において、令和２年度予算が議決されず、公社との間で流域下水道維持管理業務代行委託契約が締結されなかった場合は、この公告に係る契約を締結しないものとする。
18 この公告に関する 問い合わせ先	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社 担当者 石井 電話番号 ０４８－７２８－２０１１ FAX 番号 ０４８－７２８－２０１３

ダイオキシン類検査に係る業務の再委託について

●ダイオキシン類検査に係る業務の再委託及び再委託に係る必要な書類

- (1) 受注者が大気中のダイオキシン類の濃度、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る特定計量証明事業者認定制度（MLAP）及び計量証明事業登録を有しない場合、これらの認定及び登録を有する業者に、再委託を可能とする。その場合、受注者は、再委託者と請負契約書又は覚書又はそれらと同等の書類が必要である。
- (2) 受注者が再委託契約を締結した際は、以下の書類を提出すること。
 - 1) 再委託承諾申請書（（委託関係）様式第 4（1）号）
（請負契約書の写し又は覚書の写し又はそれらと同等の書類の写し、再委託者の特定濃度の計量証明事業登録書の写し、特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の写しを添付）
 - 2) 履行体制に関する書面（（委託関係）様式第 4（2）号）
 - 3) 実施計画書に請負契約書の写し又は覚書の写し又はそれらと同等の書類の写し、再委託者の特定濃度の計量証明事業登録書の写し、特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の写しを添付する。

●ダイオキシン類測定の実行者（A 社）と再委託者（B 社）の再委託分担

- (1) A 社がサンプリングを行い、B 社が分析を行う場合
B 社がサンプリング工程を外注または持ち込み試料の受入が可能と規定している場合に限る。外注または持ち込み試料の受入のいずれの場合も B 社は A 社宛てに計量証明書を提出し、A 社は B 社の計量管理が適切に行われたことを保証したうえで、計量証明書を添付して公社に報告書を提出する。

例 1) B 社が A 社をサンプリングの外注できる業者として規定している場合は、B 社が A 社にサンプリングを外注し、B 社は計量証明書に A 社がサンプリングした旨の記載をすることで計量証明書が発行できる。（計量証明書の発行元は B 社。計量証明書にサンプリングを実施した A 社の名称及び所在地を記載）

例 2) B 社の規定により、持ち込み試料として計量証明書を発行する場合、持ち込み試料は B 社の受入れ基準を満たすものとする。計量証明書を発行するときは、A 社がサンプリングした旨の記載をすること。（計量証明書の発行元は B 社。計量証明書にサンプリングを実施した A 社の名称及び所在地を記載）
- (2) B 社がサンプリングを行い、B 社が分析を行う場合
B 社は A 社宛てに計量証明書を提出し、A 社は B 社の計量管理が適切に行われたことを保証した上で、計量証明書を添付して公社に報告書を提出する。